

いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

児童指導主任に報告

教頭

校長

不登校・いじめ・問題行動対策委員会の招集

＜メンバー構成＞

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・養護教諭・該当児童担任等

* 事案の状況により、関係する教職員等を加える。

* 必要に応じて、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等と連携する。

調査方針、役割分担、指導方針の決定、指導体制の確立

当該児童への事実確認
(担任による面談)

- ① 被害児童への面談
- ② 加害児童への面談
(複数の場合は分担して同時に)

児童指導部会（全教職員で情報を共有）

- ・ 事実の報告
- ・ 対応方針の共通理解

家庭訪問(被害児童)
・ 把握した事実の報告
・ 対応方針説明

関係機関との連携

- 真岡市教育委員会
83-8181
- 真岡警察署生活安全課
84-0110
- 中央児童相談所
028-665-7830
- 県東健康福祉センター
82-3321
- 芳賀教育事務所
82-3324・82-3325
- 市こども家庭課
82-1113

不登校・いじめ・問題行動対策委員会での協議

- ・ 事実確認した内容を報告し、全体像を把握
- ・ 被害児童及び加害児童への対応協議
- ・ 学級指導の内容協議

職員会議(全教職員で情報を共有)

- ・ 経過の報告
- ・ 対応策についての共通理解

家庭訪問(被害児童)
・ 経過報告
・ 加害児童への指導内容説明
・ 関係機関との連携の確認

各学級での指導

家庭訪問(加害児童)
・ 事実の報告
・ 指導内容の説明
・ 関係機関との連携の確認

家庭訪問(被害児童)
・ 経過報告
・ 学級指導の内容説明
・ 学校での指導の様子報告

職員会議(全教職員で情報を共有)

- ・ 経過の報告
- ・ 今後のいじめ対応についての共通理解

経過観察

※ 関係児童への面談の記録を残す。(担任・関係教諭)

※ 不登校・いじめ・問題行動対策委員会の協議内容、事案への対応の記録を残す。